

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | 車検整備外業務(上流管理所)【オープンカウンター方式】 |
| 2 施 行 場 所 | 岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志241番地の2
水資源機構 愛知用水総合管理所 上流管理所 及び 受注者の整備工場 |
| 3 履 行 期 間 | 契約期間 契約締結の翌日から 令和9年3月31日まで
業務期間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 条 件 | 岐阜県美濃加茂市、可児市、加茂郡八百津町、川辺町及び可児郡御嵩町に本店または支店が所在すること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和8年3月18日 16:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所 総務課 細江
FAX : 0561-39-5464
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp |
| 5) 質問書
提出期限 | 令和8年3月11日 16:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年3月19日16:00まで とします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 5 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

車検整備外業務（上流管理所）

仕 様 書

令和 8 年 2 月

独立行政法人水資源機構
愛知用水総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

本仕様書は、車検整備外（上流管理所）に適用します。

第2節 業務概要

本業務は愛知用水総合管理所 上流管理所にて使用している車両の点検整備及び修理を実施するものです。

2-1 契約（業務）期間

契約期間は契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

業務期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

2-2 業務場所

独立行政法人 水資源機構 愛知用水総合管理所 上流管理所（岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志241番地の2）（発注者の車両保管場所で整備等が可能な場合に限る）及び受注者の整備工場とします。

2-3 対象車両

対象車両については、別添資料「令和8年度自動車点検等スケジュール」を参照してください。

2-4 点検内容等

対象車両の点検内容及び時期については、別表及び別添資料「令和8年度自動車点検等スケジュール」を参照してください。

点検整備時の車両引き取り、点検整備後の納車は、受注者が行うものとし、引き取り、納車にかかる費用は初期費用に含むこととします。

原則として点検車両を自走することにより行うこととしますが、点検車両が自走できない等やむを得ない理由がある場合は、車載専用車を使用することとし、車載専用車を使用した場合の費用については変更契約の対象とします。

なお、修理の場合も同様に取り扱うものとします。

2-5 不具合箇所

点検の結果不具合箇所が確認された場合、発注者受注者協議のうえ必要と認められれば部品交換等を行うこととし、これらについては変更契約の対象とします。その場合、受注者は部品交換等にかかる見積書を発注者へ提出し、発注者から承諾を受けた後に部品交換等を行うものとします。

また、業務期間中、対象車両に故障が生じた場合や消耗品等の交換の必要が生じた場合等は、発注者の指示に基づき修理・交換等を行うこととし、これらについては変更契約の対象とします。その場合、受注者は修理にかかる見積書を発注者へ提出し、発注者から承諾を受けた後に修理を行うものとします。

2-6 点検整備・修理費用の支払

点検整備・修理費用は完了後に受注者が発行する請求書により支払うこととし、車検の諸費用（検査登録代行料、テスター料、自賠責保険料、自動車重量税、印紙代）についても同様に取り扱うものとします。

2-7 代車

点検整備・修理中、必要に応じ代車を用意することとし、代車を使用した場合の費用については変更契約の対象とします。

第2章 その他

第1節 疑義

本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議の上決定することとします。

－ 以 上 －

別表

定期点検整備記録簿に基づく点検内容

■：車検・12ヶ月点検整備

<p>①エンジン点検</p> <p>◎点火装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ■スパークプラグの状態 ■点火時期 <p>◎本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ■エンジンのかかり具合、異音 ■低速、加速の状態 ■排気ガスの状態 ■エアクリーナエレメントの汚れ、詰まり <p>◎潤滑装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ■エンジンオイルの漏れ ■エンジンオイルの汚れ、量 <p>◎燃料装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ■燃料漏れ ■キャブレターのリンク機構の状態 ■スロットルバルブ、チョークバルブの作動 <p>◎冷却装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ■冷却水の量 ■冷却水の漏れ <p>◎エキゾーストパイプ及びマフラー</p> <ul style="list-style-type: none"> ■取り付けの緩み、損傷 ■マフラーの機能 <p>②動力伝達装置点検</p> <p>◎クラッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■クラッチレバーの遊び ■クラッチの作用 <p>◎トランスミッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ■オイルの漏れ、量 <p>◎プロペラシャフト及びドライブシャフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ■連結部の緩み ■スプライン部のがた ■ユニバーサルジョイント部のがた <p>◎チェーン及びsprocket</p> <ul style="list-style-type: none"> ■チェーンの緩み ■sprocketの取付状態、摩耗 	<p>③ステアリング装置点検</p> <p>◎ハンドル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■操作具合 <p>◎フロントフォーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ■損傷 ■ステアリングステムの取付状態 ■ステアリングステムの軸受け部のがた <p>④ブレーキ点検</p> <p>◎ブレーキペダル及びブレーキレバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ■遊び ■ブレーキのきき具合 <p>◎ロッド及びケーブル類</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緩み、がた、損傷 <p>◎ホース及びパイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■漏れ、損傷、取付状態 <p>◎リザーバタンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ブレーキ液の量 <p>◎マスタシリンダ、ホイールシリンダ及びディスクキャリパ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■機能、摩耗、損傷、 <p>◎ブレーキドラム及びブレーキシュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ドラムとライニングのすき間 ■シューの摺動部分、ライニングの摩耗 ■ドラムの摩耗、損傷 <p>◎ブレーキディスク及びパッド</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ディスクとパッドとのすき間 ■パッドの摩耗 ■ディスクの摩耗、損傷 	<p>⑤足回り点検</p> <p>◎ホイール</p> <ul style="list-style-type: none"> ■タイヤの空気圧 ■タイヤの亀裂、損傷 ■タイヤの溝の深さ、異常な摩耗 ■ホイールのボルト、ナットの緩み ■フロントホイールベアリングのがた ■リヤホイールベアリングのがた <p>◎サスペンションアーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ■連結部のがた、アームの損傷 <p>◎ショックアブソーバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ■損傷、オイル漏れ <p>⑥電気・保安装置点検</p> <p>◎バッテリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ■液の量 ■液の比重 ■ターミナル部の緩み損傷 <p>◎電気配線</p> <ul style="list-style-type: none"> ■接続部の緩み損傷 <p>◎スイッチ類</p> <ul style="list-style-type: none"> ■灯火装置、方向指示器の作用 ■ホーン、ハンドルロック装置の作用 ■計器の作用 <p>◎その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ■フレームの緩み、損傷 ■シャシ各部の給油脂状態 <p>◎車載式故障診断装置点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ■OBDの診断の結果
--	---	---

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。